

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 七 年 三 月 二 十 八 日

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第六号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表行政職の表警察本部長の項本庁次長の欄中「本部参事官」を「総務室長」に改め、同項課長補佐の欄中「警察車両整備センター所長」を「本部センター長補佐」に、警察車両整備センター所長」に、

「交通管制センター所長」を「交通警察航空隊副隊長」に改める。

別表公安職の表警察本部長の項本部部長の欄中「総務室長」を削り、同項本部課長の欄中「上席監察官」を「本部センター長」に改め、「捜査支援室長」を削り、「自動車警

「機動捜査隊長」を「本部副センター長」に改め、同項本部課長補佐の欄中「自動車警ら隊副隊長」を 交通機動隊長 本部副センター長

隊副隊長を除く。）を削り、「本部課長補佐」を「本部課長補佐」に、「鉄道警

目 次

人事委員会規則

（人事委員会）

ページ
一

○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
○ 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

（同）

二

公安委員会規則

○ 刑事訴訟法第百八十九条第一項及び第百九十九条第二項の規定による司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

（警 務 課）

二

○ 岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則

（同）

三

○ 岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則
○ 不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

（生活環境課）

四

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

（刑事総務課）

五

○ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

（組織犯罪対策課）

五

「鉄道警察隊副隊長

警察隊副隊長」を 機動捜査隊副隊長 に改め、「警察航空隊副隊長」を削り、「特命指導官」を「総務監察指導官」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表行政職の表警察本部長の項本庁次長の欄の改正規定及び別表公安職の表警察本部長の項本部部長の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第七号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表警察本部長の部警察本部の項四級の欄中「警視監出」を「警視監出、センター監出」に改め、同項五級の欄中「交通機警センター所長」を「交通機警センター所長、機動捜査隊副隊長」に、「隊長補出」を「隊長補出、センター所長補出」に改め、同項八級の欄中「警備出」を「総務監出」に改める。

別表第一ロの表警察本部長の部警察本部の項五級の欄中「警長」を「センター所長、警長」に、「通信司令官」を「通信指令官」に改め、同項六級の欄中「（自動車機動隊副隊長）を（次く。）」を削り、「警察航空隊副隊長」を「機動捜査隊副隊長、交通機動隊副隊長」に、「行行」を「行行センター所長補出、」に、「通信司令官」を「通信指令官」に改め、同項七級の欄中「上席監察官」を「上席監察官、機動警察センター所長」に、「自動車機動隊副隊長、捜査支援隊長」を「機動捜査隊長、交通機動隊長、機動警察センター所長」に改め、同項九級の欄中「総務監出」を削り、同部警察長の項六級の欄中「警備監出」を「総務監察指導官」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第一イの表警察本部長の部警察本部の項八級の欄の改正規定及び別表第一ロの表警察本部長の部警察本部の項九級の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

刑事訴訟法第百八十九条第一項及び第百九十九条第二項の規定による司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第五号

刑事訴訟法第百八十九条第一項及び第百九十九条第二項の規定による司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第百八十九条第一項及び第百九十九条第二項の規定による司法警察員等の指定に関する規則（昭和二十九年岐阜県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「生活安全部」の下に「地域部」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第六号

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県警察職員定数規則（昭和三十三年岐阜県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区 分	警 察 官				一 般 職 員 合 計	
	警 視 警 部 長 び 巡 査 部	巡 査	小 計			
警察本部	七六	二二九	六一九	三三三	一、一五五	一、八八五
警察署	三三	一三六	一、二六七	九四	二、三七三	二、五三三
合 計	一〇九	二六七	一、八八六	一、二六五	三、五七	四、六六

備考 警察本部の巡査には、初任科生を含む。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

岐阜県公安委員会

委員長 林

正 子

岐阜県公安委員会規則第七号

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

岐阜県警察組織規則（昭和六十三年岐阜県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「課の」を「課等の」に、「第四十四条の十一」を「第四十四条の十二」に改める。

第九条の二十第十号中「（身体的な接触を伴う卑わいな行為を除く）」を削る。

第十条中「一隊」を「一センター」に、「自動車警ら隊」を「機動警察センター」に改める。

第十一条第三号から第五号までを削り、同条第六号中「前各号」を「前二号」に、「隊」を「センター」に改め、同号を同条第三号とする。

第十一条の三を次のように改める。

（機動警察センターの所掌事務）

第十一条の三 機動警察センターにおいては、次の事務をつかさどる。

一 事件事故発生時の初動警察活動の実施に関する事。

二 警ら用無線自動車による警らの実施に関する事。

三 鉄道警察に関する事。

四 機動捜査に関する事。

五 機動的な交通指導取締りに関する事。

第十二条中「七課、一所及び一隊」を「八課及び一所」に、「刑事総務課」を「刑事総務課」に改める。

第十三条第三号から第六号までを削り、同条第七号中「前各号」を「前二号」に改め、「隊」を削り、同号を同条第三号とし、同条の次に次の一条を加える。

（分析戦略課の所掌事務）

第十三条の二 分析戦略課においては、次の事務をつかさどる。

一 犯罪捜査に必要な情報の総合的な分析及び活用に関する事。

二 犯罪統計に関する事。

三 犯罪手口に関する事。

四 犯罪捜査の支援に関する事。

五 照会業務に関する事。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十条中「二隊」を「一隊」に、「運転免許課」を「運転免許課」に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

第二十七条の二第四号及び第五号を次のように改める。

四 警備情報の収集及び整理に関すること（警備第一課の所掌に属するものを除く。）。

五 警備犯罪の取締りに関すること（警備第一課の所掌に属するものを除く。）。

第二十八条各号を次のように改める。

一 国際テロリズムその他外国人に係る警備情報の収集及び整理に関すること。

二 国際テロリズムその他外国人に係る警備犯罪の取締りに関すること。

三 電気通信回線を通じて行われる電子計算機に対する不正な活動に関する警備情報の収集及び整理に関すること。

四 前号に規定する活動に関する警備犯罪の取締りに関すること。

第二十九条第一号中「（雑踏警備を除く。）」を削り、同条に次の一号を加える。

七 山岳遭難、水難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。

第三十一条及び第三十四条（見出しを含む。）中「情報管理課」を「情報技術企画課」に改める。

第二章第三節の節名を次のように改める。

第三節 課等の附置機関

第三十五条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条第一項中「地域課」を「機動警察センター」に改め、「鉄道警察隊」の下に「機動捜査隊及び交通機動隊」を加え、「及び捜査支援室」を削り、同条第二項中「課」の下に「及びセンター」を加える。

第三十六条第一項中「又は警視」を「警視又は警視に相当する一般職員（警察官以外の職員をいう。以下同じ。）」に改める。

第三十七条の三第一項中「警察官以外の職員（以下「一般職員」という。）であつて警視に相当する者」を「警視に相当する一般職員」に改める。

第三十八条第一項中「所長を」の下に「センターにセンター長を」を加え、「隊長に」を「隊長及びセンター長に」に改め、同条第二項中「及び所長」を「所長及びセンター長」に、「又は所」を「所又はセンター」に改める。

第四十一条の二第二項中「又は警部」を「若しくは警部又はこれら」に改める。

第四十二条中「又は隊」を「隊又はセンター」に改める。

第四十三条の九第一項中「情報管理課」を「情報技術企画課」に改める。

第四十四条の三を削り、第二章第五節中第四十四条の十一を第四十四条の十二とし、

第四十四条の四から第四十四条の十までを一条ずつ繰り下げ、第四十四条の二を第四十

四条の四とし、第四十四条の次に次の二条を加える。

（機動捜査隊長）

第四十四条の二 機動捜査隊に機動捜査隊長を置き、警視をもつて充てる。

2 機動捜査隊長は、命を受け、機動捜査隊の業務を行い、部下職員を指揮監督する。（交通機動隊長）

第四十四条の三 交通機動隊に交通機動隊長を置き、警視をもつて充てる。

2 交通機動隊長は、命を受け、交通機動隊の業務を行い、部下職員を指揮監督する。

第四十五条第一項中「副所長を」の下に「センターに副センター長を」を加え、「副隊長にあつては」を「副隊長及び副センター長にあつては」に改め、同条第二項中「及び副所長」を「副所長及び副センター長」に、「隊又は所」を「隊、所又はセンター」に、「又は所長」を「所長又はセンター長」に改める。

第四十八条第一項中「又は警部」を「若しくは警部又はこれら」に改める。

第五十三条第一項中「所」の下に「センター」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三十六条第一項及び第三十七条の三第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

岐阜県公安委員会

委員長 林

正 子

岐阜県公安委員会規則第八号

不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成二十七年岐阜県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二号中「生活安全部」の下に「地域部」を加え、「又は」を「及び」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第九号

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成十二年岐阜県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二号中「生活安全部」の下に「地域部」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第十号

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に基づく没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成四年岐阜県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二号中「生活安全部」の下に「地域部」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社